

三種町告示第59号

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年6月26日

三種町長 田川政幸

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、有害鳥獣捕獲業務の担い手を育成し、及び確保するため、狩猟免許及び鉄砲の所持許可を新たに取得並びに猟銃等を更新又は新たに購入に係る経費について、予算の範囲内で三種町狩猟免許等取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 三種町猟友会会員又は狩猟免許等取得後に三種町猟友会に入会する者
- (2) 三種町鳥獣被害対策実施隊員又は三種町鳥獣被害対策実施隊員となることを確約する者
- (3) 町税等に滞納がない者

(補助金の額及び対象経費)

第3条 補助金の額及び対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免状の写し
- (2) 猟銃所持許可証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 補助対象経費の領収書等の写し

(5) 三種町鳥獣被害対策実施隊に加入していない者にあつては、三種町鳥獣被害対策業務従事確約書（様式第4号）

(6) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、次に掲げるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があつたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までに、三種町猟友会から脱会したとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までに、三種町鳥獣被害対策実施隊から脱退したとき。
- (5) 補助金の交付を受けて取得した銃器等については、取得した日から起算して8年を経過する日までに処分したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、返還の対象としない。

- (1) 心身の故障により三種町猟友会を脱会又は三種町鳥獣被害対策実施隊を脱退した場合
- (2) 死亡により銃器等を処分した場合
- (3) その他やむを得ない事情があると町長が認めた場合
(財産の処分)

第8条 本事業により取得した財産は、交付を受けた日から起算して8年を経過する日までに町長の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の額及び対象経費

種類	対象経費	補助金の額
狩猟免許等取得支援	第一種銃猟免許取得関連経費 1 狩猟免許事前講習会受講料 2 狩猟免許試験申請手数料 3 医師の診断書料 4 写真代	対象経費の合計金額 の 10/10（千円未満切捨て） 上限額 5万円 更新を目的としたものは 対象外とする。
	猟銃所持許可関連経費 1 猟銃等講習会手数料 2 射撃教習資格認定申請手数料 3 戸籍謄本手数料 4 身分証明書手数料 5 住民票手数料 6 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料 7 医師の診断書料 8 写真代 9 射撃教習費 10 実包購入費 11 鉄砲所持許可申請手数料	
	狩猟者登録等関連経費 1 狩猟者登録手数料 2 狩猟税 3 猟友会費（新規加入に限る。） 4 ハンター保険料	
	わな猟免許取得関連経費 1 わな猟免許事前講習会受講料 2 わな猟免許試験申請手数料	

猟銃等購入支援	<p>散弾銃等購入経費</p> <p>1 散弾銃</p> <p>2 ガンロッカー</p> <p>3 装弾ロッカー</p> <p>4 銃カバーケース</p> <p>5 その他町長が認める経費</p>	<p>対象経費の合計金額の 10/10 (千円未満切捨て)</p> <p>上限額 10万円</p> <p>散弾銃は、銃砲店から購入したものに限り、複数所持を目的としたものは対象外とする。</p>
	<p>ライフル銃等購入経費</p> <p>1 ライフル銃、ハーフライフル銃</p> <p>2 ガンロッカー</p> <p>3 装弾ロッカー</p> <p>4 銃カバーケース</p> <p>5 その他町長が認める経費</p>	<p>対象経費の合計金額の 10/10 (千円未満切捨て)</p> <p>上限額 10万円</p> <p>ライフル銃は、銃砲店から購入したものに限り、(ハーフライフル銃はライフル銃として扱う) 複数所持を目的としたものは対象外とする。</p>

年 月 日

三種町長 様

住 所

氏 名

電話番号（ ）

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付申請書

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添付のうえ申請します。

1 補助金等の使用目的 _____

2 交付申請額 ¥ _____

3 補助対象経費 ¥ _____

4 添付書類

- (1) 取得した狩猟免状の写し
- (2) 銃猟所持許可証の写し
- (3) 狩猟者登録証の写し
- (4) 補助対象経費の領収書等の写し
- (5) 三種町鳥獣被害対策実施隊に加入していない者にあつては、三種町鳥獣被害対策業務従事確約書
- (6) その他町長が必要と認める書類

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付申請に当たって、申請者の町税等の納付状況を三種町が確認することについて

同意します

※職員使用欄

【本人確認書類】

- マイナンバーカード 運転免許証 パスポート
- 健康保険資格確認書等 その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった三種町狩猟免許等取得支援事業補助金について、
三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱第5条の規定により交付します。

- 1 補助金等の使用目的 _____
- 2 補助金の額 ¥ _____

年 月 日

三種町長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号（ ）

三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け で交付決定のあった三種町狩猟免許等取得支援事業補助金
について、三種町狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請
求します。

記

取得免許等種類			
請 求 金 額			
振 込 先	銀 行 労 働 金 庫 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合		支店 支所
	普通・当座	口 座 番 号	
	フリガナ 口 座 名 義		

発行責任者：

（電話番号： ）

様式第4号（第4条関係）

三種町長 様

三種町鳥獣被害対策業務従事確約書

狩猟免許等取得後に三種町猟友会へ入会し、三種町鳥獣被害対策実施隊となることを確約します。

また、補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までに三種町猟友会を脱会又は、三種町鳥獣被害対策実施隊を脱退したときは、補助金を返還します。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号 ()